



ひなちゃん

鴻巣市



記者会見資料

資料 4

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

鴻巣市立市民センターに指定管理者制度を導入

鴻巣市立市民センターの管理運営について、民間事業者などが持つノウハウやアイデアを活用し、専門的スキルを持つ人材の安定確保、各種講座・事業の充実を図り、多世代に広く開かれた地域コミュニティの拠点とするため、令和7年4月から指定管理者制度を導入します。

公募を行い、審査を行った結果、コミュニティ施設の管理運営実績が多数あり、地域が抱えているコミュニティの維持や多世代交流、多文化共生などの課題に対して、解決に向けた事業提案が評価されたことから、街活性室株式会社を候補者として選定しました。

1 対象施設

鴻巣市立市民センター（鴻巣市赤見台1丁目15番5号）

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3 指定管理者が行う業務

- ・施設の利用に関すること
- ・施設の維持管理に関すること
- ・各種講座、地域コミュニティ活動を促進する自主的事業
- ・図書取次業務
- ・その他取次業務

4 指定管理候補者

街活性室株式会社（代表取締役 齋藤 徹）



親子交流フェスの様子



国際交流フェスの様子